



三重県公報

令和5年10月27日 (金)

第 460 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
671	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消防・保安課)	2
672	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定	(獣害対策課)	2
673	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区特別保護地区の指定	(同)	4
674	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	5
675	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	7
676	同件	(同)	7
677	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	8
678	同件	(同)	8
679	同件	(同)	8
680	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調査縦覧	(水産振興課)	9
681	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	10
682	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	10
683	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
684	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	11
公 告			
	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更	(獣害対策課)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13

告 示

三重県告示第 671 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
若林商店 若林 政幸	津市高野尾町 4963-11	令和 5 年 10 月 12 日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号（第一号認定）

三重県告示第 672 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称
津市美杉町君ヶ野ダム鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
伊勢市二見鳥獣保護区
- 2 区域
伊勢市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 3

- 1 名称
志摩市磯部町の矢鳥獣保護区
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 4

- 1 名称
鈴鹿国定公園鳥獣保護区

- 2 区域
いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、三重郡菰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第5

- 1 名称
津市安濃町中央鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第6

- 1 名称
三重大学平倉演習林鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第7

- 1 名称
松阪市蓮鳥獣保護区
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第8

- 1 名称
南伊勢町鶯倉半島行田・定山鳥獣保護区
- 2 区域
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第9

- 1 名称
伊賀市上野鳥獣保護区
- 2 区域
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第 10

- 1 名称
伊賀市真泥池鳥獣保護区
- 2 区域
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 11

- 1 名称
紀北町島勝浦鳥獣保護区
- 2 区域
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 12

- 1 名称
尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区
- 2 区域
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 13

- 1 名称
松阪市農と匠の里鳥獣保護区
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 14

- 1 名称
菰野町杉谷鳥獣保護区
- 2 区域
三重郡菰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称
鈴鹿国定公園鳥獣保護区积迦ヶ岳特別保護地区
- 2 区域
三重郡菟野町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
鈴鹿国定公園鳥獣保護区御在所岳特別保護地区
- 2 区域
三重郡菟野町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 3

- 1 名称
鈴鹿国定公園鳥獣保護区入道ヶ岳特別保護地区
- 2 区域
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 4

- 1 名称
鈴鹿国定公園鳥獣保護区野登山特別保護地区
- 2 区域
亀山市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 674 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 名称

津市小舟・殿村特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

三重県農業研究所特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

松阪市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

四日市市神前特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

四日市市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

津市高野尾南東部特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

津市あいつ台特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第6

1 名称

津市芸濃町北神山特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

津市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第7

- 1 名称
津市一志町片野池特定猟具使用禁止区域(銃)
- 2 区域
津市(次の図に示す部分に限る。)
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

(「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第675号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町江馬字後谷向535の1、小切畑字後谷943(次の図に示す部分に限る。)、944、945
- 2 保安林指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第676号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
北牟婁郡紀北町船津字前柱583から592まで、594、597の3、609
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 677 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 678 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 679 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 680 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
津市白塚町 4786 番地 5 号	西田 芳幸	白塚	白塚漁業協同組合
津市河芸町中別保 2228 番地	阪 和文	白塚	白塚漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

令和5年10月27日から同年11月10日まで

(2) 縦覧場所

津市白塚町 4882-4 白塚漁業協同組合

三重県告示第 681 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年10月27日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(4)の表に次のように加える。

4	三重県伝統産業物価高騰対策支援金	原材料価格の高騰の負担を軽減することで、県内伝統産業事業者の事業継続を支援する。	原材料価格の高騰の影響を受けた事業者を支援する。	定額	別に定める。
---	------------------	--	--------------------------	----	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 682 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年10月27日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市大矢知町字川原 423 番 2 地先から 四日市市大矢知町字川原 422 番 1 地先まで	旧	8.5~17.7	7.7
	新	11.0~17.7	7.7

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市朝日線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市大矢知町字川原 423 番 2 地先から 四日市市大矢知町字川原 422 番 1 地先まで	旧	8.5~17.7	7.7
	新	11.0~17.7	7.7

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市東庄内町字東山ノ谷 4542 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字東山ノ谷 3439 番地先まで	旧	9.0~11.7	20.0
	新	10.3~12.7	20.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

鳥羽市松尾町字片ビタ 1343 番 4 地先から 鳥羽市松尾町字片ビタ 1343 番 7 地先まで	旧	14.3~25.7	41.7
	新	14.3~24.3	41.7

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市別府字中嶋 413 番 1 地先から 伊賀市別府字中嶋 417 番地先まで	旧	7.6~9.6	50.7
	新	9.0~10.6	50.7

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市霧生字長谷 565 番 4 地先から 伊賀市霧生字長谷 566 番 1 地先まで	旧	11.5~14.4	15.5
	新	13.3~18.1	15.5

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市霧生字長谷 548 番 2 地先から 伊賀市霧生字長谷 394 番 2 地先まで	旧	4.7~8.7	42.1
	新	8.7~14.7	42.1

三重県告示第 683 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	四日市市下海老町字赤坂 547 番 2 地先から 四日市市下海老町字赤坂 4518 番 1 地先まで	令和 5 年 10 月 27 日
県道 宮妻峽線	四日市市水沢町字西野 358 番 1 地先から 四日市市水沢町字西野 356 番 1 地先まで	令和 5 年 10 月 27 日
一般国道 306 号	鈴鹿市東庄内町字東山ノ谷 3446 番 2 地先から 鈴鹿市伊船町字本田口 106 番 6 地先まで	令和 5 年 10 月 27 日

三重県告示第 684 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	163 号	伊賀市服部町三丁目 117 番 1 地先から 伊賀市西明寺字要井 3247 番地先まで
一般国道	163 号	伊賀市上阿波字川原口 1412 番 1 地先から 伊賀市上阿波字藪ノ内 4685 番地先まで

一般国道	368号	伊賀市上之庄字中井 1343 番 4 地先内
------	------	------------------------

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占有制限の開始日

令和5年10月27日

公 告

第13次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により公表します。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和5年10月23日から令和6年4月22日まで

3 作業地域

度会郡南伊勢町東宮

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年9月25日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

四日市市水沢町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年10月4日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和5年10月27日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

桑名市大字東金井及び同市大字安永

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 9 月 29 日に終了した旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市真泥

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 10 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 10 月 11 日	三重郡川越町大字南福崎字川新田 192-1 ほか 1 筆	東京都練馬区石神井町 2 丁目 26-11 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
令和 5 年 10 月 13 日	亀山市能褒野町字能褒野 25-3 ほか 2 筆	鈴鹿市江島町 288-1 有限会社三重土地流通 代表取締役 坂倉 博之 鈴鹿市須賀 1 丁目 6-13 株式会社ダイレクト 代表取締役 並木 和人
令和 5 年 10 月 17 日	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 303-1	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 304 藤井 譜行 桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 304 藤井 侑奈

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>